

たんぼぼ居宅介護支援センター運営規程（新）

（事業の目的）

第1条 ステラリンク株式会社が開設する たんぼぼ居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行う。
 2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状態やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は、特定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携に努める。
 5. 居宅介護支援事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点により、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を行えるよう、マニュアルの設置、委員会の設置及び研修、訓練（シミュレーション）に参加し業務継続できるよう努めています。
 6. 居宅介護支援事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、お客様が過ごしやすく、職員が働きやすい環境作りを目指します。
 7. 退院後早期にリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、居宅サービス計画を作成し、入院中の医師にも交付します。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 たんぽぽ居宅介護支援センター
- (2) 所在地 愛知県一宮市西出町5 1 番地

(職員の職種、員数及び職種の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職種の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤) (主任介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
介護支援専門員 5名以上 (うち1名は主任介護支援専門員で
管理者と兼務)

従業者は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び料金等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 T A I 方式
- (3) サービス担当者会議の場所 第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2. 交通費について介護支援専門員が通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、一宮市、江南市、稲沢市の区域とする。

(虐待防止、身体拘束防止のための措置に関する事項)

第8条 介護支援専門員は虐待等の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合にはその再発を確実に防止するために各関係機関への報告、調査等に協力する義務があります。

また、委員会の設置、研修、勉強会に参加し、「事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策」策定に向けて努めています。虐待の再発防止のための指針を整備し、適切に実施するための担当者を置いています。

身体拘束等の適正化のための指針を整備し、対策を検討する委員会を設置、その結果を従業者に周知徹底を図ります。また研修を定期的に行います。

(その他の運営についての留意事項)

第9条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はステラリンク株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

この規程は、平成22年4月16日から施行する。

この規程は、平成22年5月6日から施行する。

この規程は、平成22年10月16日から施行する。

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月16日から施行する。

この規程は、平成25年4月16日から施行する。

この規程は、平成25年7月16日から施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 8 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 9 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 7 月 16 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 1 月 22 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 16 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 2 月 16 日から施行する。